

## 議案第91号

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 北本市障害児学童保育室
- 2 指定管理者として指定するもの  
埼玉県北本市栄1番地  
特定非営利活動法人すきっぷ  
理事長 島田尚子
- 3 指定の期間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

平成22年11月30日 提出

北本市長 石津賢治